

3月定例議会における瀬戸市国民健康保険条例第4条（出産育児一時金）の一部改正（案）について

・概要

出産育児一時金の額を「40万8千円」から「48万8千円」に改める。
第4条第2項に規定のある出産育児一時金の増額に関する事項を削除する。

・改正の経緯（抜粋）

- ・ 施行日 平成18年10月1日
改正内容 出産育児一時金の額を「30万円」から「35万円」に改める。
- ・ 施行日 平成19年4月1日
改正内容 被保険者が第1子を出産した場合又は被保険者が配偶者の子を初めて出産した場合で、当該被保険者又はその配偶者が一定期間、瀬戸市国民健康保険に引き続き加入している場合は、出産育児一時金の額を50万円に増額する。
- ・ 施行日 平成23年4月1日
改正内容 出産育児一時金の額を「35万円」から「39万円」に改める。
- ・ 施行日 平成27年1月1日
改正内容 出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4千円」に改める。
- ・ 施行日 令和4年1月1日
改正内容 出産育児一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に改める。